

阿久比町事後審査型制限付一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町契約規則（昭和59年阿久比町規則第3号）に定めるもののほか、入札制度の一層の透明性、客観性及び競争性を高めることを目的として行う阿久比町事後審査型制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を利用する阿久比町電子入札取扱要領に係る入札（以下「電子入札」という。）による場合は、電子入札の方法を優先するものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札に付さなければならない建設工事（以下「対象工事」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもののうち、設計金額が130万円超から5,000万円未満までとする。

2 前項の規定にかかわらず、阿久比町指名審査会（以下「審査会」という。）が適当でないと認めるものについては、指名競争入札又は随意契約により執行できるものとする。

(入札参加の要件)

第3条 入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 阿久比町入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 入札の公告の日から落札決定までの間に、阿久比町指名停止要領に基づく措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 審査会にて必要な資格を決定し入札の公告に掲げ、その要件を有していること。
- (5) 阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月14日付け愛知県半田警察署長と締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) その他必要と認める要件を満たしていること。

2 共同企業体の入札参加資格は、当該共同企業体の構成員について、前項の規定を準用する。

3 第1項各号に規定する要件の判断は、入札日現在の状況による。ただし、入札日から落札決定までの間に同項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったときは、入札に参加できる要件を有していないものとみなす。

4 入札参加者の代表者は、一の入札に重複して入札に参加することができない。

(入札参加資格の決定等)

第4条 前条第1項第4号に規定する入札参加に必要な資格の要件（以下「入札参加資格」という。）は、対象工事ごとに定めるものとする。

2 入札参加資格は、審査会において審議され、入札の公告日の前日までに決定されるものとする。

(公告の掲示等)

第5条 一般競争入札に係る公告は、阿久比町公告式条例（昭和46年阿久比町条例第22号）第2条第2項に定める掲示場に掲示するものとする。

2 前項の写しは、総務部検査財政課内に閲覧所を設けて、閲覧に供するものとする。

3 第1項の写しは、阿久比町ホームページへの掲載の方法によるものとする。
(設計図書の閲覧)

第6条 前条第1項の規定により公告した場合は、対象工事に係る設計書、設計図面及び特記仕様書等（以下「設計図書」という。）を閲覧に供するものとする。

2 前項の閲覧にあつては、前条第3項の規定を準用する。

(入札参加の申請)

第7条 入札参加者は、次に掲げる書類（以下「確認書類」という。）を所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の規定により提出された確認書類は、返還及び公表しないものとする。
(入札の執行等)

第8条 入札の執行は、公告した日時及び場所において、入札参加者（その代理人を含む。以下この条において同じ。）を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札で行われる場合であつて、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者

及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

- 3 入札参加者は、入札時に入札書、工事費内訳書及び確認書類の写しを提出しなければならない。
- 4 入札参加者は、前項で提出した書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 5 入札参加者が1人であるときは、当該入札は成立しないものとする。ただし、入札の不成立等については、阿久比町工事施行等事務処理要領第15条の2によるものとする。
- 6 入札の執行回数は、3回までを限度とする。ただし、阿久比町公共工事等に係る情報の公表事務取扱要領第2条第1項第4号クに規定する予定価格の事前公表の対象となる入札は、入札回数を1回とする。
- 7 開札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。
- 8 落札候補者が2者以上あるときは、直ちに、その者にくじを引かせて資格審査の順序を決定するものとする。
- 9 前項の場合において、落札候補者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて職員にくじを引かせるものとする。
- 10 第5項又は第7項の規定により中止又は落札候補者がいない場合は、審査会に協議し、その対応を講ずるものとする。

（資格の確認）

第9条 入札参加資格の確認は、入札執行の順に行うものとする。

- 2 入札参加資格の確認は、前条第7項の規定による落札候補者又は同条第8項の規定による落札候補者のうち、くじ引きにより第1順位とされた落札候補者に対して行うものとする。確認の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していないと認めた場合は、次順位者についてその確認を行い、その資格を有する者が確認できるまで行うものとする。
- 3 前項に規定する確認は、原則として入札を執行した日から起算して4日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土曜日等」という。）を除く。）以内までに入札書及び入札参加に必要な書類により行うものとする。

（資格の確認調査等）

第10条 前条第2項に規定する確認を行うにあたり、適正を期するため特に必要があると認めるときは、落札候補者に対して調査を行うことができる。

この場合において、当該落札候補者は、これに応じなければならない。

2 前項の場合において、落札候補者が正当な理由がないにもかかわらず、調査に応じないときは、当該落札候補者を落札者とせず、阿久比町指名停止要領に基づき措置をするものとする。

(落札者の決定等)

第11条 落札者の決定の順序は、入札執行の順序により行うものとする。

2 第8条に規定する資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者と決定し、競争参加資格確認通知書(様式第2号。以下「確認通知書」という。)により通知するものとする。

3 第8条に規定する資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めるときは、当該落札候補者に対し、確認通知書により通知するものとする。

4 落札者が決定した場合は、入札結果を入札参加者に通知するものとする。

(落札決定の保留)

第12条 入札に関し不正が行われた疑いがあると認められるときは、落札者の決定を保留することができるものとする。

(入札参加資格要件を有していないと認められた者に対する理由の説明)

第13条 確認通知書を受領した者で入札参加資格要件を有していないと認められたことに不服がある場合は、当該通知書の通知日から起算して5日(土曜日等を除く。)以内に町長に対して、当該入札参加資格要件を有していないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。

2 前項に規定する説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受領した日から起算して10日以内に審査会で確認等を行った後、書面をもって回答するものとする。

3 前項の確認等により入札参加資格要件があると認める場合は、第11条第3項の通知を取り消し、回答に併せて落札者決定の旨を通知するものとする。

(異議の申立て)

第14条 入札参加者は、入札後この要領、設計図書について、不明を理由とした異議を申し立てることはできない。

(入札結果の公表等)

第15条 入札結果の公表は、落札者の決定後、速やかに当該執行調書の写しを総務部検査財政課内に閲覧所を設けて、閲覧に供するものとする。

2 第1項の公表に当たっては、第5条第3項の規定を準用する。

(庶務)

第16条 公表等に関する事務は、総務部検査財政課において処理するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

(阿久比町事後審査型制限付一般競争入札要領の廃止)

3 阿久比町事後審査型制限付一般競争入札要領（平成26年4月1日施行）は、廃止する。